

# 宮古島市都市交通 マスタープラン

宮古島市の交通体系整備に関する基本的な方針



令和6年1月  
宮古島市



# 目次

<b>第1章 都市交通マスタープランの概要</b> .....	<b>1</b>
1 策定の背景と目的 .....	1
2 都市交通マスタープランの位置づけ .....	2
3 計画の目標年次 .....	2
4 計画の対象区域 .....	2
<b>第2章 本市の現状</b> .....	<b>3</b>
1 地域特性の整理 .....	3
2 都市交通の現況 .....	11
3 上位・関連計画 .....	23
4 本市を取り巻く社会動向の把握 .....	33
5 実態調査の結果（概要） .....	34
6 将来交通需要の展望 .....	44
7 問題・課題の整理 .....	51
<b>第3章 都市交通体系の基本方針</b> .....	<b>55</b>
1 基本理念 .....	55
2 基本方針 .....	56
3 都市交通体系の将来像 .....	58
<b>第4章 都市交通体系における主な施策・取組</b> .....	<b>63</b>
1 幹線道路ネットワークの構築に関する施策 .....	64
2 公共交通ネットワークの構築に関する施策 .....	68
3 環境負荷低減（エコアイランド）や交通事故が起きにくい交通環境の 実現に関する施策 .....	74
<b>第5章 実現化方策</b> .....	<b>77</b>
1 推進に向けて .....	77
2 計画の進行管理 .....	78
<b>参考資料</b> .....	<b>81</b>
用語集	
策定体制	



# 第1章

## 都市交通マスタープランの概要

- 1 策定の背景と目的
- 2 都市交通マスタープランの位置づけ
- 3 計画の目標年次
- 4 計画の対象区域



# 第1章 都市交通マスタープランの概要

## 1 策定の背景と目的

本市の人口は、これまで減少傾向であったものが、平成27年から令和2年にかけて大規模リゾート開発や大規模プロジェクトなど好況な観光産業などを背景に、移住者の増加などにより増加に転じています。また、令和3年1月に開庁した市役所を中心としたまちづくりの形成や、宮古空港周辺の新たな拠点の形成など本市のまちづくりが大きく変化しています。

一方、下地島空港への国内線・国際線の就航、「国際旅客船拠点形成港湾（平良港）」の整備などにより国内外からのさらなる入域観光客数の増加が見込まれています。しかしながら、観光客が利用する二次交通は公共交通機関の脆弱さからレンタカー・タクシーが大半となっており、特にクルーズ船寄港中は、非常に大きな交通負荷が主要幹線道路へ集中することから、交通面における観光インフラの整備は喫緊の課題となっています。

また、高齢化率は27.0%（令和2年10月1日現在）と沖縄県平均（22.6%）より高く、高齢者数は確実に増加しており、高齢社会への対応を図るよう、高齢者が安心して移動できる環境整備なども求められています。

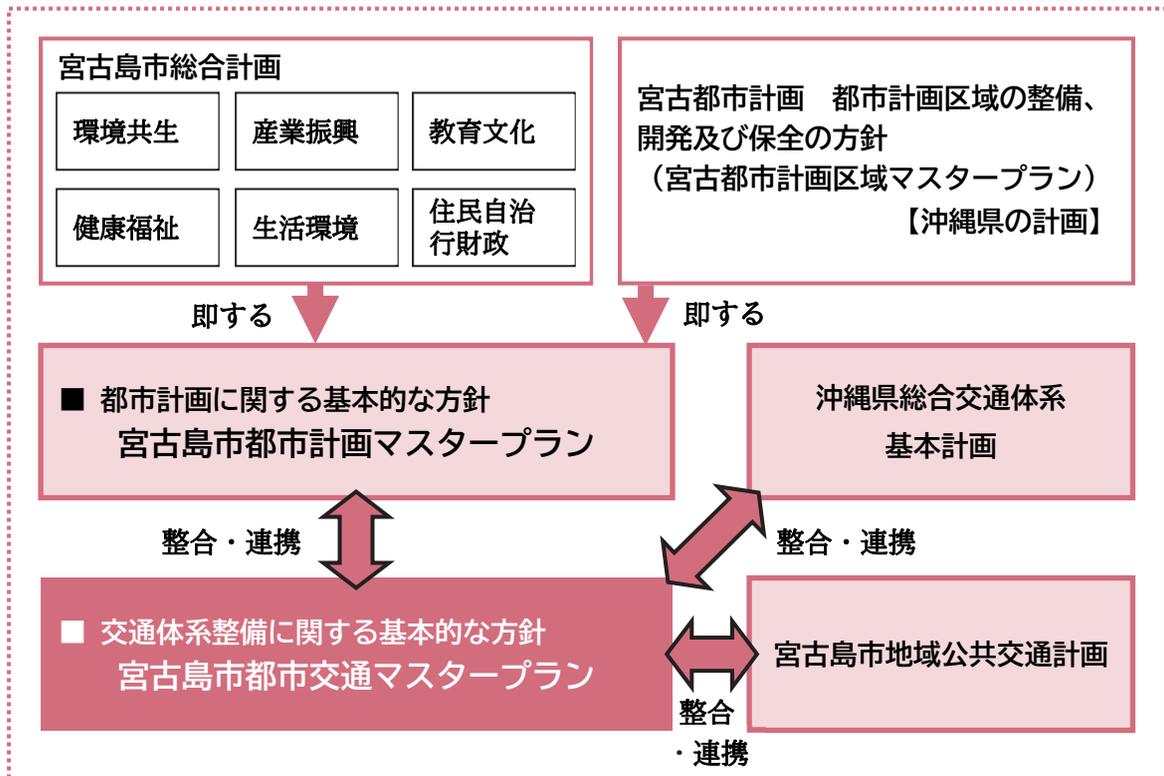
以上のような状況を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる生活様式の変化や、「エコアイランド宮古島宣言」による地球温暖化対策への対応、中心市街地の活性化、さらには、世界的な取組であるSDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献できるとともに、ICTや自動運転などの新技術の急速な進展などこれらの動向を注視しながら、これまで以上により安全で円滑な交通体系の実現を図ることが必要となっています。

こうした背景を踏まえ、長期的な展望を見据えつつ、将来のまちづくりを支えるための効率的かつ効果的な幹線道路網や公共交通網の構築など、総合的な都市交通施策を進めるための指針となる『宮古島市都市交通マスタープラン』を策定することにしました。

この『宮古島市都市交通マスタープラン』は、交通施設整備などのハード対策と路線バスなどの交通手段・交通行動のソフト対策を合わせた総合的な都市交通体系を立案するものであり、広域的で長期的な視点から実現に向けての道筋を明らかにしていくことを目的としています。

## 2 都市交通マスタープランの位置づけ

宮古島市都市交通マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、宮古島市総合計画、宮古島市都市計画マスタープランなどの上位計画や宮古都市計画区域マスタープラン、沖縄県総合交通体系基本計画との整合を図りながら、本市の将来像を実現するため、交通体系整備に関する基本的な方針を示すものです。



## 3 計画の目標年次

『宮古島市都市計画マスタープラン』の計画目標年次と整合させるものとして、おおむね20年後の令和22年度の都市の姿を展望したうえで、10年間における都市交通施策の指針を定めることとし、**令和12年度を目標年次**とします。

なお、計画は、今後の法制度の改正や人口動向をはじめとする社会情勢の変化、また、これに伴う上位関連計画の改定の動向だけでなく、災害や感染症、新たな技術革新などによる急激な社会状況の変化にも対応できるよう柔軟な見直しを検討するものとします。

## 4 計画の対象区域

計画の対象区域は、**宮古島市全域**とします。